

イタリア法における破産免責 (翻訳)

サラ・ランディーニ*

櫻本正樹／訳

Abstract

本報告は、イタリアにおける破産免責制度の近年の発展を概観することを目的としている。イタリア法制度は、免責制度を最も遅く認めた国のひとつであり、当初ほとんどのこの制度は利用されなかった。

現在では、いわゆる一般市民の債務者 (*debitore civile*) [訳者注: なかでも個人消費者に対して免責を認めるということを大きな目的とする立法なので、以下、消費者と訳した] の債務に関して、イタリアの裁判官からも新たな関心が寄せられている。

われわれの論議は、国際的なレベルで免責の起源と目的を考察すること、およびイタリアの立法ならびにここ最近の判決を分析することを目的としている。

そして免責された債務の支払に関する問題に対処するために、債務法 (*il diritto delle obbligazioni*) において免責制度を位置づけようと試みるものである。

1. 免責の起源と目的

債務法において、現時点では世界的に共通のコンセンサスとなっている、いわゆる「再出発政策」 (*fresh start policy*) に賛成する傾向が見受けられる。

債務を負担する者には債務関係が消滅しない限りはその責任があるということはもちろんであるが、イタリアの立法者は、債務者を生産体制に復帰させる

ために債務者の債務が免責される可能性を、これを受けることを正当化する一定の要件のもとに定めることで上記「政策」を受入れたように思われる⁽¹⁾。

1930年代のイタリアにおいてフランチェスコ・カルネルッティ（Francesco CARNELUTTI）は、不履行と支払不能とを区別しながら、「支払不能の債務者に対する扱いは、単なる履行遅滞の債務者に対する扱いとはある意味で異なっている。なぜならば通常、債務者はなんら財産もなく、破産終了においてその手続によって消滅させられなかった過重な債務が残ったままであるからである」と、述べている⁽²⁾。

近年の経済システムの危機は、支払能力のある債務者と支払不能な債務者とを一後者についてはその債務の支払いをさせるべく制裁メカニズムが定められているため一単純には区別し得ないということを明らかにした。実際には支払能力は、多くの場合、債務者の意思や債務の適正な履行によるものではなく、危機的状態の市場で行動する債務者が自分自身でコントロールできる範囲外の要因に関連しているのである。債務者はしばしば、彼自身危機的状況下の市場に影響を与える債権者でもある。債務者は、予測不可能な不履行に陥った市場のある部門に投資した恐れがある。

この状況は、イタリアのようなもともと「再出発政策」と反対の制度においてもまた、債務法と破産法の規定を見直すための要因となった。その結果、支払不能のリスクを債権者と債務者へ配分させることで実質的にそのリスク配分の見直をもたらし、いわゆる「再出発」という法制度を導入することとなった。

周知のように、免責は1705年（アン女王治世4年目）のイギリス破産法（法律17号）に導入された。その〔免責の〔訳者〕〕恩恵は、破産終了時に自動的に認められるものではなく、債務者の行為も考慮した委員会による判断の結果であった。破産法はジョージ二世の時代の1732年になるまで度々改正されてきた。特に、「誠実な（onesto）」破産者が免責を享受し得ること、および家族を養うことに役立つその他の恩恵を受けられることを規定しつつ破産法は改正された⁽³⁾。

2. イタリアの立法

免責制度が、破産法（1942年3月16日勅令第267号）142条ないし144条の改正について特に規定されている2006年1月9日委任立法令第5号による法改正に伴い立法者によって導入されたことは有名である。

消費者の過重債務を原因とする危機に関する和議を目的とする規定を有している2012年1月27日法律第3号の改正を経て、2012年12月17日法律第221号に転換された2012年10月19日大統領命令第179号において消費者への免責が続いて導入された⁽⁴⁾。

上記2つの法律において、自然人（*persona fisica*）である破産者（破産法142条）および自然人である消費者（2012年1月27日法律第3号14条の13）は、一定の要件を満たした場合、「債権者に対して履行されなかった残余債務の免除」⁽⁵⁾が認められる、と規定されている。

欧州人権裁判所によってイタリア破産法は欧州人権条約（CEDU）違反であると何度も下された判決を通して破産者に対する懲罰手続としての破産概念の再検討が強力に加速された。当該裁判所は、破産手続が過度に長く継続することに対して、申立人が欧州人権条約で保障された他の権利も侵害されていると訴えることを含む一連の申立を受入れると宣告した。とりわけ、ペローニ対イタリア、バッサーニ対イタリアという二つの事件において、手続が長きに渡って過度に継続しているということに関する不服のみでも〔申立は、〔訳者〕〕受入れられると宣告されたのであった。さらにルオルド対イタリアおよびバッタロ対イタリア事件においても、破産手続中の全期間にわたって申立人の選挙権と被選挙権が停止されていたという事実が特に明らかにされた⁽⁶⁾。

破産者に対して破産宣告（*dichiarazione di fallimento*）〔訳者注：日本では現行破産法で「破産宣告」から「破産手続開始決定」という文言に変えられたが、イタリア破産法の文言に忠実に「破産宣告」と訳した〕から生じる個人的な資格喪失が破産手続の終了後も継続するということが〔欧州人権裁判所の上記の判決によって〔訳者〕〕確認されたので、〔イタリア〔訳者〕〕憲法裁判所

は、2006年1月9日第5号の〔改正破産法〔訳者〕〕委任立法令が発効する前の破産法（1942年3月16日勅令第276号）50条および142条の本文を違憲であると宣告して、欧州人権裁判所による上記の判決〔によって認められた〔訳者〕〕原則を採用した。当該規定は、「保護するにふさわしい利益を守ることと関連性なく概括的に（*genericamente*）懲罰的な性格」⁽⁷⁾を帯びている。

142条は基本要件（*requisiti*）を定めている。すなわち自然人の債務者であること⁽⁸⁾、債務の一部でも弁済がなされていること⁽⁹⁾、債務者は適格性を有していることである⁽¹⁰⁾。この適格性はいくつかの要件（*condizioni*）に従って判断される。

〔破産法〔訳者〕〕142条は、免責を得るために必要な選択的でなく〔すべてを満たすことを必要とする〔訳者〕〕加算的な要件を列挙している。これらの一連の要件は破産者の行為に関連するもので、ある事件においては裁判所の評価が単に客観的な確認であるだけの場合もあれば、他の事件においては〔免責のために破産法の行為が〔訳者〕〕プラスとなる評価を必要とする場合もある。

〔上記適格性〔訳者〕の〕最初の要件は、破産者は「債務の確認に有益な資料およびすべての情報を提示し、手続の有益な遂行のために尽力することでこの手続の機関に協力した」ということである。

この規定は、破産者は必要な全情報を提示することに努めるのみならず、買い手を探しつつ、入手した財産を資産として保持することに努めるという意味に解釈されてきた。それ故に、手続機関の業務を妨げないという様な消極的行為のみならず、それを助ける様に活動する積極的行為をも意味するのである⁽¹¹⁾。

第二の要件は、破産者はいかなる方法においても手続の遂行を遅らせないこと、あるいは、当該手続の遂行を遅らせることに関与しなかったことである。このような問題は、ある行為をすることによっても、あるいはある行為をしないことによっても生じ得る⁽¹²⁾。

142条3項で規定されたことによれば、〔免責の〔訳者〕〕恩恵は、破産法48条3項で定められている内容に違反しない場合に認められ得る。ここでは、破産者は破産に関係するあらゆる郵便物（*corrispondenza*）を破産管財人に引渡

さなければならない、と規定している。

その他の免責要件は、破産者は今回の申立前10年内に免責を受けていない、ということである。

142条5項では、破産者は「財産を浪費し、あるいは虚偽の負債を提示していないこと、財産の再構築と事業の状況の再構築を深刻に困難にさせることで危機 (dissesto) の原因となり、あるいはそれを悪化させていないこと、あるいは信用を乱用して利用していない」ことと規定している。

142条6項は、免責の恩恵の要件として、破産者は「詐欺破産罪 (破産法216条) で、公の経済、工業、商業に対する犯罪で、企業活動を行うことによって犯されたその他の犯罪で、確定した有罪判決を下されていない場合。但し、かかる犯罪に対して復権が生じた場合を除く⁽¹³⁾。もしかかる犯罪に対して刑事手続が進行している場合は、裁判所はその手続の結論が出るまで手続を停止する。」と規定している。

〔免責〔訳者〕〕対象となる〔債務〔訳者〕〕の範囲に関しては、全ての債務が免責の恩恵を認められるわけではない。142条は免責の対象とならない〔債務〔訳者〕〕を以下のように規定している。まず、「企業活動と関係のないことから生ずる、養育義務、扶養義務等の義務」である。さらに、「不法行為に基づく損害賠償に対する債務および消滅した債務と関連しない刑事上、もしくは行政上の金銭的罰則」も免責の対象から除かれるとしている⁽¹⁴⁾。

消費者に目を向けると、"sviluppo bis" とよばれる命令によって導入された上記14条の13は、「自然人である債務者は、弁済がなされていない債権者に対する残債務について免除される利益を認められる。」と定めている。

免責は、債務が養育義務あるいは扶養義務から生じている場合、不法行為に基づく損害賠償に対する債務、刑事上もしくは行政上の金銭的罰則に対する債務である場合、過重債務を原因とする危機に関する和議の開始命令に遅れて確認された租税債務—〔その発生の〔訳者〕〕原因は前であるにもかかわらず—である場合には〔それらの債務に対しては〔訳者〕〕及ばない。

免責を得るための要件に関して、特に債務者が「手続の規則的かつ効果的な

遂行に協力したとき」と規定されている。この「規則的かつ効果的な遂行」という表現は、〔破産法〔訳者〕〕142条には含まれていない。そこでは破産者の免責の要件に関しては大雑把に協力を定められている。

最近、ブスト・アルツィーチオ（Busto Arsizio）地方裁判所（2014年9月15日民事第二法廷判決）は、たとえ債権者が一人であり、そしてそれが取立代理業であったとしても（2007年以降国内で、税金の取立てに従事している株式会社であるエクイタリア（Equitalia）の事件を参照）、訴訟手続を開始することの理論的可能性を確認した。

消費者に対して免責制度があまり適用されていない背景には、〔債務者の〔訳者〕〕過重債務危機を管理できる法人がどのような条件で認可されるかという規定が欠如しているという理由が挙げられる。2015年1月27日官報（Gazzetta Ufficiale）第20号で公表された2014年9月24日司法省令（D.M. Giustizia）第202号で、その規定が設けられた。当該省令は、過重債務危機の管理について認可された機関の登録簿〔制度〔訳者〕〕について定めている。

3. 免責と債務法；免責された債務の弁済問題

免責の合憲性問題を憲法裁判所へ委ねる命令において、ボルツァーノ（Bolzano）地方裁判所は、一債務は、完全に免除されるか、あるいは時効で消滅するまで支払われるべきであるとするイタリア民法の一般的な規定の適用を排除しつつ—免責制度は、いったん破産が終了した以上、債務者の将来の財産（収入、相続、賞金、贈与など）から未払いの債権を回収しようとする債権者の権利を保持することを認めていないから、この制度（破産法142条）は、例外的にかつ若干の〔免責を必要とする手続の利用〔訳者〕〕主体についてだけ、一般的な手続体系を改めるということを述べた⁽¹⁵⁾。

憲法裁判所は、債務者が現在および将来のすべての財産で負う債務に責任をもって対処するとする民法2740条の財産責任に関する基本原則に言及している⁽¹⁶⁾。

問題は、免責はすでに述べたように、直接的に債務の消滅を定め、保証に関

(289)

連する債務がある場合にだけ間接的に定めることである⁽¹⁷⁾。そのため、民法2740条の財産責任の原則についての例外を生じさせるものではない。

免責された債務が弁済される場合の効力に関して問われるときに、債務者の地位および債権者の地位に関する免責の効力の構成は、重要性を帯びてくる。債務者は、いったん危機状況から脱すれば、商業上の関係を回復し、さらに契約上の義務を遵守し尊重する債務者としての好意的な心証を伴って市場に現われるために債務を支払う利益をさらに有することになるかもしれない。

ここで上記のような場合を、結果的に有効な返還の効果をともなった非債弁済の一形式として考えるかどうかについての問題が生ずるであろう。

通説は、既述のように、免責された債務の消滅について言及する傾向にあり、そして「道徳上あるいは社会的な義務の履行として自発的に給付されたものの返還請求は認められない」と規定されている民法2034条の自然債務の履行の規定内で免責された債務の弁済問題を位置付けている⁽¹⁸⁾。

注

- (1) K. GROSS, *Preserving a Fresh-Start for the Individual Debtor: The Case for Narrow Construction of the Consumer Credit Amendments*, 135 U. Pa. L. Rev. 59, 60 (1986); T. H. JACKSON, *The Fresh-Start Policy in Bankruptcy Law*, 98 Harv. L. Rev. 1393, 1393 (1985); R. E. FLINT, *Bankruptcy Policy: Toward a Moral Justification for Financial Rehabilitation of the Consumer Debtor*, 48 Wash. & Lee L. Rev. 515, 529 (1991); ここでは債務者の財政的救済の本質的部分、すなわち再出発は、免責の有用性と差押禁止財産に見出されると主張する。これに関して D. CERINI, *Sovraindebitamento e consumer bankruptcy tra punizione e perdono*, Milano, 2012 も参照。T. EISENBERG, *Bankruptcy Law in Perspective*, 28 UCLA L. Rev. 953, 981 (1981); ここでは免責制度は債務者、債権者間の財政的困難リスクを配分するテクニックを定めると主張する。See also R. A. HILLMAN, *Contract Excuse and Bankruptcy Discharge*, 43 Stan. L. Rev. 99, 126 (1990); J. HIRSCH, *Inheritance and Bankruptcy: The Meaning of the 'Fresh Start'*, 45 Hastings L.J. 175, 207 (1994).
- (2) F. CARNELUTTI, *Espropriazione del creditore*, in Riv. dir. comm., 1930, I, 676.

- (3) G. ROSSI, *Il fallimento nel diritto americano*, Padova, 1956; F.H. BUCKLEY, *The American Fresh Start*, 4 *S. Cal. Interdisc. L.J.* 67, 68 (1995); C. J. TABB, *The Historical Evolution of the Bankruptcy Discharge*, 65 *Am. Bankr. L.J.* 325, 327 (1991). 英米の免責制度についてのイタリアの学説に関しては以下の文献を参照; A. CASTAGNOLA, *La liberazione del debitore (discharge) nel diritto fallimentare statunitense*, Milano, 1993; M. MARCUCCI, *L'insolvenza del debitore civile negli Usa*, in *Analisi giuridica dell'economia*, 2004, II, 363 ss.; I. MECATTI, *L'insolvenza del debitore civile nel Regno Unito*, ivi, II, 347 ss.; L. GHIA, *L'esdebitazione. Evoluzione storica, profili sostanziali, procedurali, comparatistica*, Milano, 2008, 55.
- (4) イタリアにおいては、消費者に加え、破産法の適用がない者、たとえば小規模事業経営者や専門家などの主体も市民の債務者である。
- (5) イタリアにおける免責制度の紹介として以下の文献がある; L. STANGHELLINI, *"Fresh start" e implicazioni di "policy"*, in *Analisi giuridica dell'economia*, 2004, 437; C.FERRI, *L'esdebitazione*, in *Fallimento*, 2005, 1085; L. MARCHITTO, *Appunti in tema di esdebitazione del fallito*, in *Riv.not.*, 2008, IV, 843; L. GHIA, *op. loc. cit.*; M. CORDOPATRI, *Luci e ombre della nuova esdebitazione*, in *Dir. fall.*, 2009, I, 1, 180; G. SCARSELLI, *La esdebitazione e la soddisfazione dei creditori chirografari*, in *Fallimento*, 2008, VII, 819; Id., *Ancora sulla esdebitazione (una questione intertemporale ed altre più generali)*, ivi, 2009, XI, 1335; G. SCARSELLI, *La esdebitazione della nuova legge fallimentare*, in *Dir. fall.*, 2007, I, 29; G. BARTALINI- G.SANDRELLI, *L'esdebitazione*, in *Il fallimento e le altre procedure concorsuali*, a cura di P. Pototschnig, F. Marelli, M. Cimetti, Milano, 2010, 420; G. CAPO, in V.Buoncore-A. Bassi (a cura di), *Trattato di diritto fallimentare*, Padova, 2011, III, 552; V. SANTORO, *Commento sub artt. 142, 143, 144*, in *La riforma della legge fallimentare*, a cura di Nigro, Sandulli, II, Torino, 2010, 1864.

破産手続に参加しなかった債権者に関して、〔破産法〔訳者〕〕144条は、「免責を認める命令は破産債権の確定手続に参加しなかった手続開始前の債権者に対しても効果を生ずると定めている。かかる場合、〔優先的破産債権、一般の破産債権等の各〔訳者〕〕同じランクの債権者への破産配当のパーセントを超えた部分についてのみ免責の効果が及ぶ。」と規定している。

- (6) Caso *Peroni c. Italia* del 29 giugno 2000, ricorso n. 44521/98; Caso *Bassani c. Italia* del 4 (287)

- luglio 2000, ricorso n. 47778/99; Caso *Bassani c. Italia* del 4 luglio 2000, ricorso n. 47778/99; Caso *Luordo c. Italia* del 23 maggio 2001, ricorso n. 32190/96; Caso *Bottaro c. Italia* del 23 maggio 2002, ricorso n. 56298/00.
- (7) Corte Cost. 27. 02. 2008, n. 39, in *Giurispr. Cost.*, 2008, 1, 408, in *Fallimento*, 2008, 401 con nota di CONTI, *Il registro dei falliti cade sotto la scure della Consulta (grazie alla Cedu)*.
- (8) 2014年9月19日スベツィア地方裁判所および2015年3月3日コモ地方裁判所は、破産の対象である限り会社の有限責任社員も免責を受けることができる、と判示した (in www.unijuris.it)。
- (9) 立法者は、これに関して正確な額を示していない。危機の原因と債務者が債務履行のために行った努力を具体的に考慮して裁判官が判断することになるとと思われる。
- (10) 142条は、既に廃止された復権を定めた旧143条と異なり、債務者の適格性については定めていない。しかし142条において定められた免責の要件 (condizioni) は債務者の行為を判断するための基準、すなわち免責の適格性を表している。「適格性を有する (meritevole)」という文言はラテン語の「何かを受け得るのにふさわしいという」ことを意味する "mereri" に由来する。イタリア法において適格性の確認は多くの条文の中に見つけられる。例えば [民法 [訳者]] 1322条は、法体系に従って適格な利益の保護の実現に向けられたものであれば、当事者は典型契約として定められていないタイプの契約を締結することも可能である。また、例えば2645条の3は、「障害者、行政、あるいはその他の団体、自然人のため価値のある利益の保護の実現に向けられた行為の登記」と条文タイトルが付けられている。
- (11) 判例について、2012年3月17日アレツォ (Arezzo) 地方裁判所参照, in *Redazione Giuffrè*, 2012.
- (12) 2011年5月23日破毀院 (Corte Suprema di Cassazione) 民事法廷判決11279号 in *Mass. Foro it.*, 2011.
- (13) イタリア法体系では、法律に特別の規定がある場合を除いて、「刑事上の復権」は改悛の情が明らかな刑の宣告を受けたものに対して、刑の宣告と付加刑 (たとえば公職の執行停止) の消滅を認めている。刑法178条にかかる規定が存在する。
- (14) たとえば租税の支払は国家に対する金銭債務と考えられている。その支払の遅延は付

带的行政罰の原因となる。

- (15) Cfr. A. CARRATTA, *Dell'esdebitazione del fallito e della sua illegittimità costituzionale*, in *Giurisprudenza italiana*, 2009, I, 400; V. SANTORO, *Commento sub artt. 142, 143, 144*, in *La riforma della legge fallimentare*, a cura di Nigro, Sandulli, II, Torino, 2006, 848.
- (16) E. FRASCAROLI SANTI, *L'esdebitazione del fallito: un premio per il fallito o un'esigenza di mercato?*, in *Dir. fall.*, 2008, 37.
- (17) Così L. BARBIERA, *La responsabilità patrimoniale. Disposizioni generali (artt. 2740—2744)*, in *Comm. Cod. Civ. Schlesinger*, Milano, 2010, p. 145; ここでは免責と債権の時効を比べ、債務者は道徳的に履行義務が残っており、もしかかる履行をしたならば返還請求は認められないとする。
- (18) L. BALESTRA, *Le obbligazioni naturali nel pensiero di Michele Giorgianni*, in *Riv. trim. dir. proc. civ.*, 2008, II, 227. 民法2034条の適用事例について述べるとすれば事実上の家族に関する最近の破産院判決がある。最高裁（Suprema Corte）は、「すなわち、婚姻の絆において形成された家族と重要な共通性を有し、かつ、憲法二条の意味における重要な社会組織（formazioni sociali）のような事実上の結びつきは、両者が道徳的、社会的性質を有する義務や、さらに財産的性質を有する関係から生ずる義務を有している。それらの義務から、同居中における配偶者のような（"more uxorio"）同居人のために行われた財産の付与は（たとえば、相手方の口座に金銭を振込むことなど）、以下のような場合には2034条の自然債務の履行を意味する。すなわち、平等性および適切性の原則が守られ、例えば、たとえそれが相手からの提案、要求によるものだとしても仕事を辞めて海外に引越す場合のように、経済面では不安定な状況を引起こす相手方から行われた重要性を有しない〔事実上の家族関係の〔筆者〕〕解消の場合である。なぜならば、かかる財産を与えることは慰謝料的な意味は有しておらず、むしろ、それは安定し継続する絆でつながっている二人の間の共助を表しているからである、ということが結論付けられる。」と判示した。Cass. 22. 01. 2014, n. 1277, in *Foro it.* 2014, 4, I, 1149.

※サラ・ランディーニ（Sara LANDINI）

フィレンツェ大学法学部（正確には現在イタリアでは学部が廃止され制度上は学科が学部）
(285)

の役割を果たしている) 准教授。私法、保険法、観光業契約法の講座を担当。サレルノ大学、ケルン大学ならびにオスロ大学でも教鞭をとる。国際保険法学会 (AIDA)^{*1}におけるモーター保険部門の部会長、同学会の理事、同イタリア支部学会の顧問。また大学間保険危険率計算センター (CISA)^{*2}の科学事務局長。「保険科学」^{*3}ブック・シリーズの理事会メンバー。『市民の正義』誌 (web 専門誌) の銀行法、保険法、ファイナンシャルマーケット法の部門^{*4}の編集長。『保険』誌^{*5}および『民法文化』ブック・シリーズ^{*6}の編集委員会メンバー、『市民の正義』誌^{*7}および米国の科学工学出版社刊の『発展的経営科学国際誌』(IJAMS)^{*8}の査読委員。また多くの会議で報告者あるいは司会者の役割を果たし、ペルージャ大学の博士後期課程^{*9}の教員メンバーとしても活躍。現在の主たる関心は、契約法、不法行為法および保険法。以下、最近の論文等 (2015年10月11日現在、邦訳は仮訳)

- (1) 『ソーシャルメディアと法』(共著) (altalex, 2015年) 1-133頁。ISBN:9788865041918
- (2) 「私法—法源と原則—」デ・ルカ/A・シモーニ編『イタリア法の基礎』(共著) (Giuffrè, Milan, 2014年) 97-112頁。
- (3) 「モーター保険に於ける管理処理に関する申立」『現代保険法—最近の潮流と諸問題—』(共著) (Belgrado: AIDA, 2014年) 167-184頁。ISBN9788690310579
- (4) 「欧州のモーター第三者債務に於ける保険仲介委任」『現代保険法—最近の潮流と諸問題—』(共著) (Belgrado: AIDA, 2014年) 209—214頁。ISBN9788690310579
- (5) 『環境保護型観光システムに関する観光業契約案』(単著) (Antezza, 2013年) 全268頁。ISBN9788890747885
- (6) 「合法的保護契約」『貸付と保険契約』(共著) (Giuffrè, Milan, 2013年) 55-68頁。ISBN9788814181030
- (7) 「保険法の変遷—継続あるいは断絶? —議会通観—」『保険法の発展』(Fondazione Cesifin, 2013年) 7-12頁。ISBN9788898742004

^{*1} Association Internationale de Droit des Assurances / the International Insurance Law Association

^{*2} Interuniversity Center of Actuarialist Science

^{*3} "Insurance Science"

^{*4} the Bank, Insurance and Financial Market Area of the Review Giustiacivile.com.

^{*5} the review 《Assicurazioni》

- *⁶ the Book series 《 La cultura del diritto civile 》
- *⁷ Review 《 Giustizia Civile 》
- *⁸ International Journal of Advances in Management Science
- *⁹ Doctoral School of the University of Perugia

【訳者あとがき】

本稿は、フィレンツェ大学法学部サラ・ランディーニ准教授（Sara LANDINI）が⁸、2015年3月17日に東洋大学法学部法学会主催で行った講演会の報告原稿“L'esdebitazione nel diritto italiano”の翻訳である。当日の司会は法学部の齋藤洋教授にお願いし、予定時間を超過するほど活発な質疑応答がイタリア語・英語でなされた。